

令和4年度

南伊豆町子浦漁業集落排水事業  
特別会計補正予算  
(第1号)

議第 114 号

令和 4 年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 330 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,385 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 4 年 11 月 29 日提出

賀茂郡南伊豆町長 岡部 克仁

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
3 繰入金	1 一般会計繰入金
8 町債	1 町債
歳入	合計



歲 出

款	項
3 漁業集落環境整備費	
	1 子浦漁業集落環境整備費
歲 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,192	330	2,522
2,192	330	2,522
19,055	330	19,385

第 2 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後	
	限 度 額	限 度 額	起債の方法
地 方 公 営 企 業 法 業 適 用	1,900	2,200	証書借入

(単位：千円)

利 率	償還の方法
政府資金は指定利率、その他は2.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後に、当該見直し後の利率。	借入先の貸付条件による。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。なお、起債の全部又は一部を翌年度に繰越して借入れることができる。





(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
30	11,511	
300	2,200	
330	19,385	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
3 漁 業 集 落 環 境 整 備 費	2,192	330
歳 出 合 計	19,055	330



## 2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	繰入金	11,481	30	11,511
	1 一般会計繰入金	11,481	30	11,511
	1 一般会計繰入金	11,481	30	11,511
8	町債	1,900	300	2,200
	1 町債	1,900	300	2,200
	1 下水道債	1,900	300	2,200

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 一般会計繰入金	30	001 一般会計繰入金	30

1 漁業集落環境整備債	300	003 公営企業適用債	300

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3	漁業集落環境整備費	2,192	330	2,522		300		30
	1 子浦漁業集落環境整備費	2,192	330	2,522		300		30
	1 子浦漁業集落環境整備事業費	2,192	330	2,522		300		30

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	330	【833 子浦漁業集落環境整備事業】 委託料(資産形成以外) 公営企業会計導入委託料
		330 330 330